

芸術と食欲の秋!!

～るぴーモール 野外音楽祭 2014・焼肉フェスティバル～

9 月 20 日 (土)、さくら南公園において「るぴーモール 野外音楽祭 2014」が開催されました。

あわせて焼肉フェスティバルも開催され、町内外から参加された 7 団体が演奏する音楽を聴きながら、来場された方々はおいしく芸術を堪能されておられました。



環境

町花「ルピナス」の種まき、 「クリーンアップ宮崎」実施のお知らせ

環境美化運動「クリーンアップ宮崎」としてごみ拾い活動と、町花「ルピナス」の種まきを併せて実施します。

町民のみなさまの参加をお待ちしております。

○日時：10 月 25 日 (土) 午前 8 時 (1 時間半程度)

○場所：富田浜公園周辺

○持参いただくもの：軍手、前かきなど

※ごみ袋はこちらで準備します。

◆問合せ 環境水道課 担当：杉田英峻 すぎたひでたか ☎33-6072

まちおこし政策課 担当：清成一清 きよなりいっせい ☎33-6029

環境

環境衛生週間について

9 月 24 日から 10 月 1 日まで「環境衛生週間」となっています。

「環境衛生週間」は、環境保全やリサイクル運動など、地球環境問題について考えることを目的で全国一斉に実施されます。

この機会に新富町の生活環境について考えてみましょう。

◆問合せ 環境水道課 担当：杉田英峻 すぎたひでたか ☎33-6072

教育

平成 27 年度新入学児童就学時健康診断について

来年度、小学校へ就学予定のお子様に対し就学時健康診断を行います。対象児童のいる世帯に対し個別で通知書を送付していますので通知が届いていない場合は担当までご連絡ください。また健診の日時などは下記の通りとなりますので、受付時間内のご来場をお願いいたします。

○対象児童：平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの児童

○日時等

校 区	場 所	日 程	受 付 時 間
上新田小学校	上新田小学校	平成 26 年 10 月 8 日 (水)	13 時 00 分～13 時 20 分
富田小学校	富田小学校	平成 26 年 10 月 17 日 (金)	12 時 40 分～13 時 10 分
新田小学校	新田小学校	平成 26 年 10 月 22 日 (水)	13 時 10 分～13 時 30 分

◆問合せ 教育総務課

担当：永友 ながとも 由真 ゆま ☎33-6079

健康

水痘(みずぼうそう)予防接種の定期化について

◆問合せ いきいき健康課

担当：石合瑠美子 いしあいるみこ ☎33-6059

平成 26 年 10 月 1 日より水痘予防接種が定期接種となり対象年齢のお子さんは無料で接種できます。

【定期接種対象者】(2 回接種) 生後 12 月～36 月に至るまでの間にある方

【平成 26 年度のみ措置対象者】(1 回接種) 生後 36 月～60 月に至るまでの間にある方

【注意事項】

○上記の対象者であっても、任意接種として既に水痘予防接種を受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたものとします。(ただし、生後 12～36 月に至るまでの間にある方で 2 回任意接種した方でも、間隔が 3 月未満の場合は、あと 1 回接種できます。)

○既に水痘に罹患したことがある方は対象外です。

※接種を希望される場合は、病院へ直接予約の上、母子手帳を持参して受診してください。

保健**不妊治療費の助成について**

◆問合せ いきいき健康課

担当：^{たのあみ} 田野絵美 ☎33-6059

新富町では、不妊治療に係る費用の助成を行っています。対象者や助成期間等については、町ホームページをご覧ください。いただくか、いきいき健康課までお問い合わせください。

- 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）1回の治療につき上限15万 ※平成26年度より助成回数変更有※
- 一般不妊治療（不妊検査・タイミング法・人工授精等）費用の1/2 上限10万

相談**「人権・なやみごと相談所」開設のお知らせ**

◆問合せ 町民子ども課

担当：^{おおきこうこ} 大木弘子 ☎33-6071

私たちの町の人権擁護委員が、悩みごとの相談をお受けします。秘密も守られますので、どうぞお気軽にご相談ください。

○日時：10月3日（金）午前10時～午後3時 ○場所：上新田公民館 ○相談料：無料

○相談内容：金銭貸借、売買、相続、登記関係、その他の民事、家事・交通事故問題、その他の心配事。

ごみ**資源ごみの出し方について**

◆問合せ 環境水道課

担当：^{みやもとしんいち} 宮本信一 ☎33-6072

ごみ集積所に出された、衣類などの資源ごみ（黄色）の中にリサイクルできない衣類などが混入されている場合があります。下記の物はリサイクルが出来ませんので燃やせるごみ（青色）で出してください。

- ・中に綿や羽毛が入ったジャケット・布団、座布団、クッション、ぬいぐるみ・汚れている古布類・下着 など
- 資源ごみで出された古布は、海外で再利用されたり、繊維の原料などに活用されます。きちんと分別を行い、ごみの減量、リサイクルの推進にご協力ください。

試験**平成26年度後期技能検定の実施について**

◆問合せ 宮崎県職業能力開発協会

☎0985-58-1570

技能検定は、国家検定制度です。今回の技能検定は下記の日程で実施されます。

- 受験申請期間：10月6日（月）～10月17日（金）
 - 試験の実施期間：12月3日（水）～平成27年2月15日（日）
- ※試験の実施日は宮崎県職業能力開発協会から通知します。

実施職種等、詳細については、県のHPをご覧ください。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/shoko/rodo/ginosiken/index1.html>

周知**10月は土地月間です****～土地売買届は必ず提出しましょう～**

◆問合せ 都市建設課

担当：^{みやもとよしゆき} 宮本芳幸 ☎33-6014

国土利用計画法では、一定面積以上の土地売買などを行った場合、権利取得者は契約日から起算して2週間以内に、土地の所在する市町村長を経由して、県知事に土地売買届を提出することが義務づけられています。（山林なども届出対象になります。）

土地の有効利用実現のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○届出が必要な土地の面積：①都市計画区域 5,000 m²以上 ②都市計画区域外 10,000 m²以上

募集**西都児湯新火葬場の愛称募集について**

◆問合せ 環境水道課

担当：^{みやもとしんいち} 宮本信一 ☎33-6072

現在、西都児湯クリーンセンターに建設中の新火葬場について、次のとおり愛称を募集いたします。

- 募集期間：10月10日（金）～11月28日（金）※郵送の場合、11月28日の消印有効
- 応募方法：環境水道課に備付けの応募用紙にご記入のうえ、環境水道課または西都児湯環境整備事務組合までご提出ください。（郵送、FAX、Eメールでも可）
- 応募規定：愛称は過去未発表のもので、応募者本人のオリジナルに限ります。（1人何点でも応募できますが、それぞれ異なる愛称とし、応募用紙1枚につき1点の愛称とします。）
- 結果、表彰など：結果については、広報、ホームページなどでお知らせします。また、愛称に採用された方には賞状と副賞を贈呈します。（応募期間終了後、選考を行います。）

農業**新産地・新技術開発促進事業補助金のお知らせ**

◆問合せ 農業振興課

担当：嶋末剛 ☎33-6034

新富町では、農商工連携などにより、基幹産業である農業の特性・特産物を生かしたブランド・オンリーワンづくりや新産地・新商品づくりを推進するために、やる気のある農商工業者やグループに補助金の交付を行います。下記の採択要件などを満たした申請内容について、審査会で審査の上、補助金交付を決定します。

【事業内容】

区分	対象経費	補助率等	対象者
新作物・新技術導入補助	地域の特性を活かした新たな作物の選定と新技術の確立を図るための生産・流通・販売に要する経費。 ※ただし、施設・機械・燃料費等の経費は除く。	事業費の5分の4以内 50万円を限度とする	○認定農業者 (なる見込みのある農業者を含む) ○営農集団
	新たな産地づくりに必要な優良種苗の確保を図るための安定供給実証展示圃の設置及びその普及促進を図るための経費。	事業費の10分の10以内 50万円を限度とする	○農業生産法人 ○集落営農組織 ○農業協同組合
農産加工品開発補助	地域の資源を活用して、経営の活性化を図るために、町内で生産される農畜産物を使って農産加工品づくりを行う事業の研究開発・流通・販売に要する経費。(機械導入など)	事業費の5分の4以内 100万円を限度とする	○個人事業者 ○中小企業者 ○企業グループ ○団体

【採択要件】**○新作物・新技術導入補助**

①新作物とは、町内で集団的に作付されていない作物であり、新品種もこれに含むものとする。

②新技術とは、技術的に確立されているが、町内ではまだ定着していない技術。ただし、確立が見込まれるものはこの限りではない。

③事業の採択面積は、原則として園芸作物は5a以上、畑地作物は10a以上、水稻・麦・大豆等は30a以上とする。

④営農集団の場合は、代表者及び組織・運営の規約の定めがあり、構成員が3戸以上であること。

○農産加工品開発補助

①個人事業者とは、申請日の前日から起算して一年以上継続して町内に住民登録がある者。

②中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、且つ町内に主たる事業所を有し、1年以上継続して事業を営む者。

③企業グループ又は団体とは、構成員の半数以上が個人事業者又は中小企業者に該当する者。

【その他】

○申請必要書類：①承認申請書（農業振興課に備え付けてあります） ②事業実施計画書

③収支予算書 ④その他添付書類（見積書など）

○採択可否：審査会后、別途通知します。

○申込期限：10月10日（金）※予算上限に達し次第、締め切り。

交通**ストップ！脇見・ぼんやり運転**

◆問合せ 防災基地対策課

担当：黒木崇 ☎33-6061

新富町は、人口1万人当たりの交通事故第一当事者（※）の割合が、県内26市町村のうちワースト5位（7月末現在）となっています。

特に宮崎市内など町外で交通事故をおこす割合が高く、ワースト順位を上げています。運転者の皆さん次のことに心がけ安全運転に努めましょう。

・横断歩道やその付近で横断歩行者を見かけたら確実に止まりましょう。・特に、子供や高齢者の安全な横断を守る運転に心がけましょう。・横断歩道の手前では、減速、安全確認を励行しましょう。

※第一当事者とは…交通事故の当事者の中で、責任（過失）が1番重いか、同程度であれば人身損傷の程度が軽い方のことを言います。

相談

平成 26 年度行政相談週間

◆問合せ 総務省宮崎行政評価事務所 ☎0985-24-3370

総務財政課 担当：^{こだまようへい}児玉洋平 ☎33-6002

総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月20日（月）～26日（日）までの一週間を「行政相談週間」として、広報活動や相談所の開設を、全国各地で行っています。

毎日の暮らしの中で、国、県、町などの仕事について苦情やお困りのことがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

新富町では下記の日程で相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

	定例行政相談	巡回行政相談
期日	10月24日(金)	10月12日(日)
時間・場所	午前9時30分～正午 老人福祉センター (☎33-4213)	午前9時30分～11時30分 新田公民館(☎33-1018)
		午後1時30分～3時30分 上新田公民館(☎35-1023)
行政相談員	高木正敏	

【受け付ける相談内容<行政(国・県・町等)に関する事>】

※例 道路・雇用・年金・郵便・福祉などについて

○苦情や困っていることがある。制度や仕組みが分からない ○相談してみたが説明や措置などに納得がいかない
○どこに相談してよいか分からない

※全国どこからでも同じ電話番号でかけられる ◎行政苦情110番：0570-090-110 もご利用ください。

税金

法人町民税法人税割の税率の引下げについて

◆問合せ 税務課

担当：清紀文 ^{せいとしふみ} ☎33-6076

地方自治体間の税源の隔たりを是正し、財政力格差の縮小を図るため、地方税法の改正等により、法人町民税法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方法人税（国税）が創設され、その税込全額が地方交付税の財源とすることとされました。

この改正を踏まえ、新富町における法人町民税法人税割の税率を次のとおりに引き下げます。

法人町民税法人税割の税率の改正(平成26年10月1日施行)

	改正前	改正後
税率	14.7%	12.1% (▲2.6%)

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

雇用

あゆみの里 職員及びパート募集

◆問合せ 障害者支援施設 あゆみの里 ☎33-1155

〒889-1403 新富町大字上富田4726-1

	契約職員	パート
職種	生活支援員	厨房職員
仕事内容	生活の支援とパソコン指導等	調理業務
募集人数	1名	1～2名
勤務時間	8:30～17:30 ※月に1～2回宿直あり	①9:30～13:30 ②15:30～18:30 ③9:30～18:30 ※勤務時間は希望に応じます
給与	日給 8,000円、宿直手当 4,500円 賞与 年2回 ※規程により通勤手当支給	時給 800円 ※規程により通勤手当支給
契約期間	1年間	
休日	勤務表による(4週8休)	
応募条件	新富町在住の方	
選考方法	書類審査、面接	
申込方法	履歴書を郵送又はご持参ください。(随時受付)	
採用日時	平成26年11月～	